

空き家バンク等登録に向けた伴走支援業務 質問に対する回答

No.	質問項目	質問	回答
1	大津市空き家バンク事業実施要綱	登録希望所有者等が空き家バンクへの登録申し込みをした後、対応事業者について①宅建会員の選定をどうしているのか(市長が選定もしくは宅建協会内で選定なのかを含む)、②物件登録の是非の基準の有無。以上2点	①会員の選定については、所有者等の希望がない限り、協定に基づき滋賀県宅地建物取引業協会に依頼しております。 ②要綱に定めている空家で、居住可能な空家を基準としております。
2	大津市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに登録された物件の媒介契約について、どのようなプロセスで、どの媒介契約を取り交わされるか。	空き家バンクにあたっては、物件の媒介契約の後に、登録となります。そのプロセスは、以下のとおりです。 ①登録希望所有者等が「大津市空き家バンク物件登録申込書」を提出。 ②市から滋賀県宅地建物取引業協会に対し、登録希望物件に係る調査を依頼。 ③滋賀県宅地建物取引業協会から市に対し、選定された会員（媒介業者）の報告。 ④選定された会員（媒介業者）から市に対し、登録希望物件に係る調査結果の報告。 ⑤大津市空き家バンクへの登録に適した場合、登録希望所有者等と選定された会員（媒介業者）が媒介契約を締結。 ⑥契約書の写しを市へ提出後、大津市空き家バンクへ登録されます。 なお、媒介契約については、特に指定はありません。